

木造住宅密集地域等の 除却建物への助成制度

以下の要件を全て満たす木造建物

- ☑ 昭和 56 年 5 月以前に建築（旧耐震基準の建物）
- ☑ 平屋または 2 階建て
- ☑ 区の簡易診断を受けていること※1
- ☑ 倒壊の危険性がある建物であることを確認できていること※2

※特殊な構造の場合、簡易診断・倒壊の危険性がある建物である判断等ができない可能性があります。

令和8年度申請受付期間

**4月1日(水)～
12月18日(金)**

令和9年2月末までに完了実績報告ができる除却工事のみ受付します。

対象建物

対象者

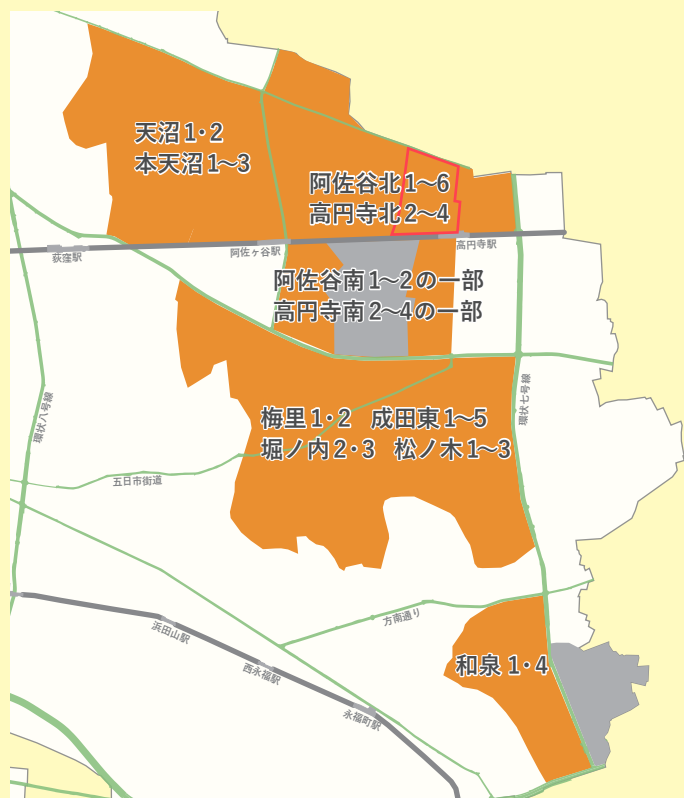
対象建物の所有者

対象工事

対象建物を除却し、その敷地を更地にする工事

対象地域

下図オレンジの地域(灰色の地域を除く)※3



～助成金交付申請の流れ～

- 【1】 助成金交付申請までの事前手続き
 - ① 簡易診断※1
 - ② 倒壊の危険性がある建物であることを確認※2
 - 【2】 助成金交付申請
 - 【3】 除却工事契約
 - 【4】 除却工事
 - 【5】 除却工事完了報告
 - 【6】 助成金振込
- 詳細は、裏面より記載しています。

※1、※2については、中面を参照してください。

※3について、灰色の地域は、当該助成制度の対象外となりますが、「**老朽建築物の解体助成制度**」が別途ありますので、そちらをご利用ください。



助成対象工事について

建物本体の除却工事のみが助成対象となります。

外構工作物(土間・門・塀・垣根・庭木等)の除却、石綿等の分析・調査・撤去・処分及び地中埋設物の除却に係る費用等は助成の対象となりません。

※石綿の分析調査の助成は、事前に環境課へお問い合わせください。

助成対象外となる場合

- ・耐震改修に係るほかの補助金を受けている場合
- ・公共施設や建物所有者が大企業の場合
- ・建物所有者が住民税(都民税・特別区民税・法人住民税等)を滞納している場合

助成額

(ア)

(イ)

(ウ)

(ア)(イ)(ウ)のどれか低い額

150万円
(高円寺北3丁目200万円)

除却に要する費用の 1 / 2
(千円未満切捨て)

延べ面積×16.5千円
(千円未満切捨て)

昭和56年5月以前に建築・平屋または2階建て・建物所有者が申請者となります。

上記三点を確認し、下記の流れに沿って助成申請の事前手続きを進めます。

1. 簡易診断※1

旧耐震 簡易診断

《無料》

対象建物に木造耐震診断士を派遣し、建物の耐震性を大まかに評価することで、さらに精密な診断が必要かどうか判断します。

※現地調査の結果、3階建て、特殊な構造、建築基準法に大きく適合していない等の理由で助成対象とならない場合もあります。

※申込方法は、パンフレット裏面を参照してください。

2. 倒壊の危険性があることを確認※2 (①～③の内、いずれかを選択)

①

耐震診断(精密診断)

《区の助成あり》

簡易診断結果報告書と同時に送付される申請書を使用し、

(1)区精密診断 または (2)特定精密診断 を申し込みます。

その結果、lw値が1.0未満であった場合、除却助成の対象となります。

※耐震診断に区の助成があります。詳細は、耐震改修パンフレット「木造住宅などの耐震化を支援します」を参照してください。

②

耐震診断(一般診断・精密診断)

《区の助成なし》

区の耐震診断の助成を受けない場合、下記診断士のいずれかに耐震診断を依頼します。

(1)区登録の木造耐震診断士又は特定木造精密診断士

(2)耐震改修促進法施行規則第5条第1項の規定に基づく耐震診断資格者(木造に限る)

(3)東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度要綱による耐震診断事務所の登録を受けているものに配置されている耐震診断技術者

その結果、lw値が1.0未満であった場合、除却助成の対象となります。

※助成申請時に耐震診断の審査を行います。

③

容易な耐震診断調査票

《区の助成なし》

区の耐震診断の助成を受けない場合、「旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票」に則り、建物の劣化状況や壁の割合等によって、倒壊の危険性の有無を判断します。

調査票作成については、下記連絡先まで問い合わせください。

【木造住宅等耐震化支援事務局 連絡先:03-5335-7427】

※相談した結果、倒壊の危険性があることを判断できない建物もありますので、その場合は①・②の耐震診断が必要となります。

3. 助成金交付申請

助成金交付申請

1.簡易診断、2.倒壊の危険性があることを確認、この二つを満たし、その他必要書類を揃えることで助成金交付申請を提出できるようになります。

詳細案内は次項をご確認ください。



助成金交付申請

工事の着工・契約前に、必要書類を提出してください。

提出書類の審査

提出書類、その内容等について審査します。

助成金交付決定通知

助成金交付申請が承認されると、区から助成金交付決定通知書と完了実績報告書等を送付します。

除却工事契約・工事着工

助成金交付決定通知を受けてから書面による工事の請負契約書を交わし、工事に着手してください。

※工事箇所ごとに除却前・中・後の施工過程が分かるように写真を撮るよう、施工業者等に依頼してください。
※工事の請負契約書は、除却工事のみとしてください。
新築工事と併せた契約書および領収書は、不可です。

工事完了・完了実績報告

工事完了後、必要書類を提出してください。
除却完了の現地確認を行い、審査を行います。

完了実績報告時の提出書類

- ① 除却工事完了実績報告書
- ② 請求書兼口座振替依頼書
- ③ 契約書または注文書・請書（コピー可）
（契約名義は申請者（助成対象者）とする。）
- ④ 領収書（コピー可）
（宛名は申請者（助成対象者）とする。）
- ⑤ 工事写真（除却前・除却中・除却後）
- ⑥ その他区長が必要と認めるもの



助成額確定

区から、助成額確定通知書を送付します。
助成金は、申請者名義の口座に振り込まれます。

助成金交付申請時の提出書類

- ① 除却工事助成金交付申請書
- ② 簡易診断結果報告書一式（コピー可）
- ③ 倒壊の危険性を証する書類一式（コピー可）
- ④ ③を作成した建築士が、要件に該当することを証する書類
（自費による耐震診断を行った場合のみ必要（左ページ2②））
- ⑤ 所有及び建築年月が確認できる書類（コピー可）
（建物登記事項証明書または固定資産税納税通知書＋課税明細書等）
（申請者以外に建物所有者が共有でいる場合、同意書）
- ⑥ 住民税の納税に滞納がないことを証する書類（コピー可）
（住民税（個人・法人）納税証明書または非課税証明書）
- ⑦ 案内図及び外観写真
- ⑧ 除却工事の見積書（コピー可）
（契約名義は申請者（助成対象者）とする。）
（申請者以外に名義に連名者がいる場合、同意書）
- ⑨ 確認書（③の書類作成から、2年以上経過している場合）
- ⑩ 大企業でないことを証する書類（法人申請の場合）
（法人登記簿全部事項証明書、消費税仕入税額控除確認書等）
- ⑪ 委任状（申請手続きを第三者に委任する場合）
- ⑫ その他区長が必要と認めるもの

郵便はがき



差出有効期間
2027年3月31日
まで
（切手不要）

1 6 6 8 7 9 0

杉並区阿佐谷南三ー三ー一
戸門ビル 201
一般社団法人杉並区建築設計事務所協会内
木造住宅等耐震化支援事務局
行



ご自宅の地震に対するお悩み、

専門家に相談してみませんか？

お住いの住宅等で、地震に対してお悩みのある方、耐震改修を考えている方等を対象に、**区に登録している木造耐震診断士**が建物の耐震に関する様々な相談を受け付けています。

日時	毎月第2水曜日 13:00～16:00	予約	不要
イベント等により開催日が異なる月があります。 詳しくは広報、ホームページでご確認ください。		直接会場にお越しください。	
会場	区役所 1 階ロビー	費用	無料

簡易診断 申込方法

除却工事助成をご希望の方は、まずは簡易診断からお申し込みください。

①インターネット、②郵送またはファクスのいずれかの方法でお申し込みいただけます。

① インターネットによる申込み

右記二次元コードを読み取り、お申し込みください。



② 郵送またはファクスによる申込み

必要事項を記入し、きりとり線に沿って切り取って郵送いただくか、ファクスを送信してください。

きりとり

杉並区長宛 **簡易診断用** 申請年月日 令和 年 月 日

木造耐震診断士派遣申込書

フリガナ			
申込者	(木造住宅等の所有者氏名)		
住所	(郵便番号 -)		
電話番号	※診断士から現地調査に関する日程調整の電話があります。		
連絡先	※日程調整の対応者が異なる場合はご記入ください。		
	氏名	関係	連絡先(電話番号等)

木造耐震診断士の派遣を下記のとおり申し込みます。
本申込みによる簡易診断の実施のために必要な、区が保有する個人情報（耐震化支援・建築確認・土地に関する情報）の利用に同意します。

対象となる住宅等の状況 - 記 -

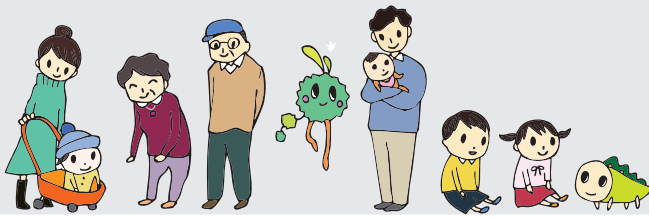
所在地	同上・杉並区	丁目	番	号
新築年月	大正・昭和 年 月	建築確認通知の年月日	昭和・その他(年 月 日号)	
増築年月	大正・昭和・平成 年 月	及び番号 不明な場合 空欄可	昭和・平成 年 月 日号	
延べ面積 1・2階合計	m ²	図面の有 無	有・無	
今後の予定	耐震改修 除却 未定	※左記の予定が具体的に決まっている場合 令和 年 月頃		

簡易診断ファクス送信先

木造住宅等耐震化支援事務局

FAX.03-5335-7428

(このページをそのまま送信してください)



問い合わせ

- 簡易診断・区精密診断について -

木造住宅等耐震化支援事務局

電話 03(5335)7427

- 助成制度について -

杉並区市街地整備課耐震改修担当

電話 03(3312)2111 (代)